

令和4年度 白石市議会基本条例検証結果に基づく重点措置

条	条文	評価内容	評価	今後の取組	改正の有無
7	<p>(市民との意見交換会)</p> <p>第7条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、全議員出席のもとに意見交換会を年1回以上開催しなければならない。</p>	<p>令和4年10月に意見交換会を実施したものの、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、令和元年度から令和3年度は開催することができなかった。</p> <p>今後、条例に基づき年1回以上開催するために、政策企画調整会議を中心に開催時期や開催方法の検討を重ね、参加者数の増加だけでなく、幅広い世代が参加しやすい仕組みづくりの構築に努めるとともに、必要に応じて意見交換会開催要領等の見直しを行う必要がある。</p>	C	B	無
10	<p>(議会モニター)</p> <p>第10条 議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。</p>	<p>令和元年度の見直し検証以後も議会モニターは設置していないため、今後も、その必要性や先進地事例の調査及び研究などを行い、議員間の討議又は議会改革推進会議などの協議等の場や委員会等での検討を行う必要がある。</p>	C	B	無
	<p>2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>		C	B	無

令和4年度 白石市議会基本条例検証結果に基づく重点措置

条	条文	評価内容	評価	今後の取組	改正の有無
11	(市長等との関係) 第11条 議会審議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）との関係については、緊張関係を保持するものとする。	省略	A	A	無
	2 議案の審議は、本会議を中心に行い、市民にわかりやすい議会運営に努めなければならない。	「本会議を中心に行う」との規定は、市長が出席し、ネット中継を行う本会議場での公開の場における審議を、これまで以上に重視し、市民にとって政策決定過程がわかりやすい議会運営を目指す趣旨である。 一方で、予算・決算以外の条例案については、委員会付託を行うべき議案の概念や本会議で審査・質疑すべき事項、委員会で審査・質疑すべき議案の目安がないため、必要に応じて申し合わせ事項の追加等を行う必要がある。	B	B	無

令和4年度 白石市議会基本条例検証結果に基づく重点措置

条	条文	評価内容	評価	今後の取組	改正の有無
13	(市長提案政策等の詳細説明) 第13条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。	<p>重要な政策等については、全員協議会等の開催により当局に説明の機会を設けているが、説明資料については会議直前ではなく開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求める必要がある。</p> <p>また、説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、論点及び争点を明確にするため、執行部に対して資料請求等を積極的に行う必要がある。</p> <p>さらには、重要な計画、政策、事業等の定義と全員協議会の役割を明確化するなど、必要に応じて、申し合わせ事項の追加等を行う必要がある。</p>	-	-	-
	(1) 政策等を必要とする背景		B	B	無
	(2) 提案に至るまでの経緯		B	B	無
	(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討		B	B	無
	(4) 市総合計画との関連性及び整合性		B	B	無
	(5) 関係する法令及び条例等		B	B	無
	(6) 財源措置		B	B	無
	(7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト		B	B	無

令和4年度 白石市議会基本条例検証結果に基づく重点措置

条	条文	評価内容	評価	今後の取組	改正の有無
14	(予算及び決算における説明) 第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。	説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求める必要がある。 また、資料請求については、データでの請求等も、検討する必要がある。	B	B	無
16	(自由討議の保障及び拡大) 第16条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営とする。	令和元年度の見直し検証以後も自由討議は実施されておらず、その議論も進んでいないことから、今後、本会議・委員会での自由討議の実施に向け、議会基本条例運用基準の見直しや、申し合わせ事項の追加、「要綱」等の作成等を検討する必要がある。	C	B	無
	2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行う。		C	B	無
17	(政務活動費の交付及び公開) 第17条 会派は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう白石市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	省略	A	A	無
	2 前項の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行し、ホームページ等で公開しなければならない。	政務活動費の適正使用範囲が明確ではないなどの課題もあり、その使用を躊躇することもあるため、白石市議会政務活動費の交付に関する条例等の見直しや、申し合わせ事項の追加、要綱の作成等を検討する必要がある。	B	B	無

令和4年度 白石市議会基本条例検証結果に基づく重点措置

条	条文	評価内容	評価	今後の取組	改正の有無
18	(専門的知見の活用) 第18条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図る。	令和元年度の見直し検証以後も活用した事例はないが、今後も、大学等の研究機関との連携、専門的な知識及び経験を有する者を活用する必要がある重要課題については、積極的に活用できるよう検討する必要がある。	C	B	無
21	(議会及び議会事務局の体制整備) 第21条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。	事務局の業務量調査は行っていないものの、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備は必要であることから、今後、継続的に事務局の業務状況を調査し、充実した体制整備に努める必要がある。	B	B	無
24	(議会図書室) 第24条 議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実のため、配置図書の再点検や新規図書の要望のほか、議会図書室の場所などの管理運営についても検討が必要である。	B	B	無

令和4年度 白石市議会基本条例検証結果に基づく重点措置

条	条文	評価内容	評価	今後の取組	改正の有無
25	(調査機関の設置) 第25条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	令和元年度の見直し検証以後も設置した事例はないが、今後必要な市政課題が発生した際には、調査機関を円滑に設置できるよう、申し合わせ事項の追加等や要綱の作成を検討する必要がある。	C	B	無
	2 議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。		C	B	無
	3 第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。		C	B	無
29	(議会改革の継続) 第29条 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。	議会改革については、本条のほか、市議会会議規則第165条及び議会改革推進会議設置要綱に基づき議会改革推進会議を設置し、既に調査・検討する体制が構築されていることから、条例の一部改正を行うべきである。	B	C	有